

原管発官 28 第 176 号

平成 28 年 8 月 16 日

原子力規制委員会

原子力規制庁 殿

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 廣瀬 直

柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書に係る
重複する案件について

当社は、平成 25 年 9 月 27 日および平成 26 年 12 月 15 日に柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可を申請しておりますが(以下「既申請」という。), この度、使用済燃料の処分の方法の変更に係る発電用原子炉設置変更許可を申請いたしました。(以下「後申請」という。)

これに伴い、既申請と後申請とが重複することとなりますが、使用済燃料の処分の方法の変更は、既申請に影響を与えないことから、既申請の案件と後申請の案件に対し、審査を受ける優先度を付けず審査して頂きますようお願いいたします。

なお、いずれかの申請の許可後、残りの申請に対し補正を行う予定です。

【既申請案件 1 (6 号炉及び 7 号炉)】

1. 申請書名：柏崎刈羽原子力発電所原子炉設置変更許可申請書
(6 号及び 7 号原子炉施設の変更)
2. 申請日：平成 25 年 9 月 27 日 (原管発官 25 第 192 号)

3. 変更の理由：改正された核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の施行に伴い，設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の設置及び体制の整備等を追加する。

あわせて，記載事項の一部を関連法令の規定と整合した記載形式に変更する。

【既申請案件2（1号，6号及び7号炉）】

1. 申請書名：柏崎刈羽原子力発電所原子炉設置変更許可申請書
（1号，6号及び7号原子炉施設の変更）

2. 申請日：平成26年12月15日（原管発官26第242号）

3. 変更の理由：特定重大事故等対処施設を設置する。

あわせて，記載事項の一部を関連法令の規定と整合した記載形式に変更する。

【後申請案件】

1. 申請書名：柏崎刈羽原子力発電所原子炉設置変更許可申請書
（使用済燃料の処分の方法の変更）

2. 申請日：平成28年8月16日（原管発官28第176号）

3. 変更の理由：原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の公布に伴い，使用済燃料の処分の方法に係る記載を変更する。

以上